給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　　祖　　川　　康　　子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六―一三）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる試験研究機関等」を「保健製薬環境センター、博物館、近代美術館、鳥居龍蔵記念博物館、工業技術センター、農林水産総合技術支援センター及び警察本部科学捜査研究所」に改め、「保健製薬環境センター、工業技術センター、農林水産総合技術支援センター、文化の森振興本部、博物館、近代美術館、鳥居龍蔵記念博物館、警察本部科学捜査研究所」を削る。

第三条中「危機管理部」を「危機管理環境部」に改める。

第四条第三号中「又は栄養改善指導業務」を「、栄養改善指導業務又は食品衛生業務」に改め、同条第四号中「理学療法士」の下に「、作業療法士」を加える。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。